

# 第5回 江北町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくもの)

日 時：令和2年5月5日(火・祝) 19:00

場 所：町民室

## 1. 情報連絡事項

### ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法による「緊急事態宣言」の期間延長について

- ・実施期間：4/8(水)～5/6(水) → **5月31日(日)まで延長**
- ・対象地域：全国(特定警戒都道府県：13都道府県、それ以外の特定都道府県：34県)

### ② 5月5日(火・祝)佐賀県知事の会見内容について

「対 新型コロナウイルス 佐賀県の緊急事態措置について ～油断しないで、緊張感をもって～」

## 2. 江北町の対応

徹底した感染拡大防止が前提

担当課	内容	具体的な取り組み
総務課	役場職員体制	・5/7(木)、8(金)は、職員の分散勤務を実施 ・庁舎1階窓口へ感染防止のためビニールカーテンを設置 ・マスクの着用 ・営業等の来庁自粛要請(名刺はまとめて)
	町内活動	・分館長会5月7日(木)・区長会5月8日(金) ・これまでと同様に感染防止対策を講じ、三つの密(密閉、密集、密接)を避けて実施
福祉課	拡大防止対策	・町民へのお知らせ(5/15(金)区長配布予定)
産業課	休業要請関係	・5月6日(水)をもって休業要請は終了 (※接待を伴う飲食店を除く)
こども教育課	学校関係	・小中学校は、5月14日(木)再開(全員登校、給食あり) ・部活動再開(対外試合については、県内チームは5/31(日)まで、県外チームは、当分の間、自粛とする。)
	施設関係	・5月14日(木)再開(5/31(日)までは、町内及び町内登録チーム)